## 金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令

目

次

	附則	Ξ	=	_	本則
投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号) ( 附則第四条関係 ) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	金融庁設置法第四条第三号ノに規定する指定紛争解決機関を定める政令(平成二十一年政令第三百八号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	則

一 金融商品取引法施行令 (昭和四十年政令第三百二十一号)

四(行政機関(地方公共団体を含む。)が法令の規定に基づき、又一〜三(略)のは、次に掲げるものとする。のは、次に掲げるものとする。(金融指標の範囲)	は、同条第一項第十号に掲げる有価証券に表示される権利とする。第一条の十一(法第二条第八項第十四号に規定する政令で定める権利(投資運用業の範囲)	附則	第五章の三 金融商品取引清算機関等 (第十九条の四の二 第十九第一章 第五章の二 (略)目次	改正案
(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	権利とする。 は、同条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される第一条の十一 法第二条第八項第十四号に規定する政令で定める権利(投資運用業の範囲)	附則 第五章の四 指定紛争解決機関(第十九条の七 第十九条の九) 第五章の三 証券金融会社(第十九条の五・第十九条の六)	第一章~第五章の二(略)目次	現

他これらに準ずるものとして内閣府令で定める数値機することを目的として定期的に発表し、又は提供する不動産の供することを目的として定期的に発表し、又は提供する不動産の供する不動産の価格又は二以上の不動産の価格の水準を総合的に供する不動産の価格又は二以上の不動産の価格の水準を総合的には一般の利用に供することを目的として定期的に発表し、又は提

金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引)

第 ものとする。 が国の資本市場への影響が軽微なものとして金融庁長官が指定する となつている取引のうち、当該取引に基づく債務の不履行による我 行政処分を受けている者に限る。 五十六条の二の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の で定める取引は、外国の法令に準拠して設立された法人で外国にお 者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令 が国の資本市場に与える影響その他の事情を勘案し、公益又は投資 該業務として引受け、 ことにつき、 いて金融商品債務引受業と同種類の業務を行う者(当該業務を行う 一条の十八の二 法第二条第二十八項に規定する取引の状況及び我 当該外国の法令の規定により当該外国において法第百 更改その他の方法により負担する債務の起因 次条第二号において同じ。) が当

(新設)

| (金融商品債務引受業の対象取引)

第一条の十九

法第二条第二十八項に規定する有価証券の売買又はデ

( 金融商品債務引受業の対象取引)

| 第一条の十九 法第二条第二十八項に規定する有価証券の売買又はデ

引は、次に掲げるものとする。リバティブ取引に付随し、又は関連する取引として政令で定める取りだ。

#### (略)

#### 三 (略)

に基づく債務を履行するために行う金融商品又は金銭の授受ィブ取引(前条に定める取引を除く。)又は前三号に掲げる取引四 前三号に掲げるもののほか、有価証券の売買若しくはデリバテ

## ( 公開買付けの適用除外となる買付け等)

(略)

引は、次に掲げるものとする。リバティブ取引に付随し、又は関連する取引として政令で定める取りが、

#### (略)

等に係る貸付けに限る。) 品市場又は店頭売買有価証券市場によらないで行われる信用取引券金融会社以外の者が貸し付ける場合にあつては、取引所金融商金融商品市場又は店頭売買有価証券市場の決済機構を利用して証有価証券の貸借 (信用取引等の決済に必要な有価証券を取引所

#### 一 (略)

融商品又は金銭の授受引又は前三号に掲げる取引に基づく債務を履行するために行う金四 前三号に掲げるもののほか、有価証券の売買、デリバティブ取

## (公開買付けの適用除外となる買付け等)

一~十四 (略) する買付け等をいう。以下この節において同じ。)とする。 る株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等(同項に規定第六条の二 法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定め

2 • 3 第十五条の十六の二 第十五条の十 法第二十九条の四第四項第二号 (法第三十一条第五項 2 5 政令で定める特別の関係は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、そ 及び第三十二条第五項において準用する場合を含む。) に規定する る要件に該当する者は、 れぞれ当該各号に定める関係とする。 (特別の関係) •二 (略) 特定主要株主の子法人等の範囲) 付け等 行すべき期限として定められる時までに当該債務を履行しなかつ 項第三号に規定する清算参加者をいう。) が、当該金融商品取引 券等を引き渡す債務を負う清算参加者 (法第百五十六条の七第1 務を行う場合には、同項に規定する連携清算機関等を含む。 五十六条の二十の十六第一項に規定する連携金融商品債務引受業 た場合に、当該業務方法書に定めるところにより行う株券等の買 清算機関又は外国金融商品取引清算機関の業務方法書において履 この号において同じ。 (略) 金融商品取引清算機関(当該金融商品取引清算機関が法第百 (略) 法第三十二条の二第二項に規定する政令で定め )又は外国金融商品取引清算機関に対し株 次に掲げる者とする。 以下 (新設) 第十五条の十 法第二十九条の四第四項第二号 (法第三十一条第五項 2 • 3 2 5 十五 係は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定め において準用する場合を含む。) に規定する政令で定める特別の関 る関係とする。 一・二 (略) (特別の関係) 者をいう。)が、当該金融商品取引清算機関の業務方法書におい 算参加者 ( 法第百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加 の買付け等 かつた場合に、当該業務方法書に定めるところにより行う株券等 て履行すべき期限として定められる時までに当該債務を履行しな 金融商品取引清算機関に対し株券等を引き渡す債務を負う清 (略) (略)

## ー その子会社等

## 一その関連会社等

2 前項第一号の「子会社等」とは、親会社等(他の会社等(会社、出合その他これらに準ずる事業体をいい、外国におけるこれらに相当するものを含む。以下この条において同じ。)の財務及び営業又に事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいる会社等として内閣府令で定めるものをいう。)によりその意思決定機関を支配している他の会社等をいう。この場合において、意思決定機関」という。)を支配して、決定機関を支配されている他の会社等をいう。この場合において、対定機関を支配している場合における当該他の会社等は、その親会社等の子会社等とみなす。

る。 を除く。)として内閣府令で定めるものをいう。 社等(前項に規定する子会社等」とは、会社等(当該会社等の分員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任 、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若 、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若 では事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決 では事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決 を除く。)として内閣府令で定めるものをいう。

## (不招請勧誘等が禁止される契約)

第十六条の四 法第三十八条第四号に規定する政令で定めるものは、

## (不招請勧誘等が禁止される契約)

第十六条の四 法第三十八条第四号に規定する政令で定めるものは、

## 次に掲げる契約とする。

する契約 「価証券等清算取次ぎを除く。)若しくは代理を行うことを内容と「引を行うこと又は顧客のためにこれらの取引の媒介、取次ぎ(有別を行うこと又は顧客のためにこれらの取引の対介、取次ぎ(有願客を相手方として店頭デリバティブ取引のうち次に掲げる取

とする。

- ときは差金の授受によつて決済することができる取引 条第二十四項第二号又は第三号に掲げるものに限る。以下この 会において同じ。)及びその対価の授受を約する売買であつて し又は当該売買の目的となつている金融商品の売戻し若しくは買戻 しては当該売買の当事者が将来の一定の時期において金融商品(法第二
- 約する取引又はこれに類似する取引 同じ。)として約定する数値と将来の一定の時期における現実 同じ。)として約定する数値と将来の一定の時期における現実 の当該金融指標の数値の差に基づいて算出した数値に限る。口において の当該金融指標の数値の差に基づいて算出した数値に限る。口において の当該金融指標の数値の差に基づいて算出した数値に限る。口において
- る取引又はこれに類似する取引付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約す取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に、当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる
- ① 金融商品の売買 (イに掲げる取引を除く。)

等清算取次ぎを除く。)若しくは代理を行うことを内容とする契約行うこと又は顧客のためにこれらの取引の媒介、取次ぎ(有価証券顧客を相手方として店頭デリバティブ取引のうち次に掲げる取引を

- 又はこれに類似する取引し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与三 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取
- 口 前二号に掲げる取引 イ 金融商品の売買 (第一号に掲げる取引を除く。)

	により、届出日(同条第二項に規定する届出日をいう。次項におい業者が、当該新会社の本国の法令又に慣行その他やもを得ない理由
	の親会社 (同条第八項に規定する親会社をいう。以下この章におい
	業者 (同項に規定する特別金融商品取引業者をいう。以下同じ。)
	定めるものにあつては、三月) とする。ただし、特別金融商品取引
	他の当該期間内に提出することが困難である書類として内閣府令で
	期間は、一月(同項第二号に掲げる書類のうち、四半期報告書その
(新設)	第十七条の二の三 法第五十七条の二第二項に規定する政令で定める
	(特別金融商品取引業者の親会社に係る書類の提出期限)
	金額は、一兆円とする。
(新設)	第十七条の二の二 法第五十七条の二第一項に規定する政令で定める
	(特別金融商品取引業者に係る届出を要する総資産基準額)
・   (略)	一•二 (略)
前項に規定する契約又は次に掲げる契約とする。	前項各号に掲げる契約又は次に掲げる契約とする。
2 法第三十八条第五号及び第六号に規定する政令で定めるものは、	2 法第三十八条第五号及び第六号に規定する政令で定めるものは、
	を内容とする契約(前号に掲げる契約に該当するものを除く。)
	次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。)若しくは代理を行うこと
	と又は個人である顧客のために店頭デリバティブ取引の媒介、取
	個人である顧客を相手方として店頭デリバティブ取引を行うこ
	(2) <b>イ又は口に掲げる取引</b>

長官の承認を受けた期間とする。ないと認められるときは、内閣府令で定めるところにより、金融庁て同じ。)から起算して三月以内に当該書類を提出することができ

3 2 閣府令で定めるところにより、 四半期報告書その他の当該期間内に提出することが困難である書類 で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。 当該書類を提出することができないと認められるときは、 期間内に提出することが困難である書類として内閣府令で定めるも ಶ 以内に当該書類を提出することができないと認められるときは、 他やむを得ない理由により、 該特別金融商品取引業者が、 特別金融商品取引業者の親会社が外国会社である場合において、 として内閣府令で定めるものにあつては、三月) とする。 ただし、 会社が外国会社である場合において、 のにあつては、三月)とする。 同条第二項第二号に掲げる書類のうち、 当該親会社の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により 第十七条の二の十一第三項ただし書において同じ。 届出日以後親会社があることとなつた日から起算して三月以内に 法第五十七条の二第五項に規定する政令で定める期間は、 法第五十七条の二第三項に規定する政令で定める期間は、 四半期 (同項に規定する四半期をいう 当該親会社の本国の法令又は慣行その ただし、 金融庁長官の承認を受けた期間とす 当該特別金融商品取引業者が 特別金融商品取引業者の親 四半期報告書その他の当該 経過後三月 内閣府令 一月( 一月(

(新 設)	期間は、一月とする。
( 新 設)	(特別金融商品取引業者の説明書類の作成及び縦覧に係る経過期間   (特別金融商品取引を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を
( 新 設)	て行うものとする。 (特別金融商品取引業者の事業報告書の提出に係る経過期間等) て行うものとする。 て行うものとする。 て行うものとする。 て行うものとする。
(新設)	する。 要件に該当する者は、第十五条の十六の二第一項各号に掲げる者と第十七条の二の四 法第五十七条の二第九項に規定する政令で定める(特別金融商品取引業者に係る子法人等の範囲)

	項及び第十七条の二の十二第二項において同じ。)が、その本国の  五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社をいう。次条第三
	間は、四月とする。ただし、外国会社である最終指定親会社(法第2 法第五十七条の十六に規定する毎事業年度経過後政令で定める期
	な
(新設)	第十七条の二の十 法第五十七条の十六に規定する最終指定親会社に
	( 最終指定親会社の説明書類の作成及び縦覧に係る経過期間)
	めて行うものとする。
	公告を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すべき旨を定
	2 法第五十七条の十五第三項の規定による命令は、当該規定による
	る期間は、一月とする。
(新設)	第十七条の二の九 法第五十七条の十五第一項に規定する政令で定め
	(最終指定親会社の事業報告書の提出に係る経過期間等)
	る期間は、一月とする。
(新設)	第十七条の二の八 法第五十七条の十三第一項に規定する政令で定め
	(指定親会社による書類の届出期限)
	令で定める期間は、二月とする。
	3 法第五十七条の五第三項に規定する四半期の末日から起算して政
	める期間は、一月とする。
	2 法第五十七条の五第三項に規定する届出日から起算して政令で定

	七の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。
	る場合について、法の規定の適用に当たつての法第五十七条の二十
(新設)	第十七条の二の十二 特別金融商品取引業者の親会社が外国会社であ
	(外国会社に対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え等)
	間とする。
	は、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期
	備え置き、公衆の縦覧に供することができないと認められる場合に
	り、四半期の末日から起算して二月を経過した日から同項の書面を
	定親会社が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由によ
	政令で定める期間は、二月とする。 ただし、外国会社である最終指
	3 法第五十七条の十七第三項に規定する四半期の末日から起算して
	から起算して政令で定める期間は、一月とする。
	2 法第五十七条の十七第三項に規定する最終指定親会社になつた日
	める期間は、一月とする。
(新設)	第十七条の二の十一 法第五十七条の十七第二項に規定する政令で定
	係る経過期間)
	( 最終指定親会社の経営の健全性の状況を記載した書面の届出等に
	令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。
	公衆の縦覧に供することができないと認められる場合には、内閣府
	四月を経過した日から法第五十七条の十六の説明書類を備え置き、
	法令又は慣行その他やむを得ない理由により、その事業年度経過後

				八第二項第三号	第五十七条の十	八第二項第二号	第五十七条の十							八第一項第二号	第五十七条の十				三第二項第二号	第五十七条の十	規定	読み替える法の
				により解散したとき	破産手続開始の決定	る役員	指定親会社を代表す					つたとき	続開始の申立てを行	手続開始又は更生手	破産手続開始、再生				書	定款、登記事項証明		読み替えられる字句
続を開始したとき	づき破産手続と同種類の手	において当該国の法令に基	主たる事務所の所在する国	たとき、又は本店若しくは	破産手続開始の決定を受け		指定親会社の役員	立てを行つたとき	の法令に基づき同種類の申	所在する国において当該国	店若しくは主たる事務所の	立てを行つたとき、又は本	開始若しくは清算開始の申	、再生手続開始、更生手続	国内において破産手続開始	書	たる事務所の登記事項証明	。)並びに国内における主	これらに準ずるものを含む	定款及び登記事項証明書(		読み替える字句

(新設)	第十九条の四の三 法第百五十六条の五の三第二項第二号に規定する(特別の関係にある者)
(新 設)	金額は、十億円とする。第十九条の四の二(法第百五十六条の五の二に規定する政令で定める(金融商品取引清算機関の最低資本金の額)
(新設)	第五章の三(金融商品取引清算機関等)
	る。で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間内)」とすると書を提出することができないと認められる場合には、内閣府令報告書を提出することができないと認められる場合には、内閣府令
	以  ス
	`  五
	2 最終指定親会社が外国会社である場合における法第五十七条の十二
	八第二項第四号   は主たる事務所の所在する
	する者
	その破産管財人   その破産管財人に相当

30--政令で定める特別の関係にある者は、次に掲げる関係にある者とす

下この条において「共同保有者」という。)の関係品取引清算機関の対象議決権を行使することを合意している者(以限引清算機関の対象議決権を行使することを合意している者(以取引清算機関の対象議決権を同じ。)を保有し、又は当該金融商品取引清算機関(金融商品取引清算機関が金融商

## 一夫婦の関係

四 被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係会社(以下この条において「被支配会社」という。)との関係ている者(以下この条において「支配株主等」という。)と当該 会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有し

当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。える議決権を保有している場合には、当該共同保有者は、それぞれ2 共同保有者が合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超

配株主等とみなして第一項の規定を適用する。
| 決権を保有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支法婦が合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議

適用する。
の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を
の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を
決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他

5 四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、 又は出資」とあるのは「 るのは「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」と、 百三十五条第一項、 いてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する |号に係る部分に限る。) において準用する場合を含む。 この場合において、 第四条の四第三項の規定は、 第二百三十九条第一項及び第二百七十六条 同条第三項中「第百四十七条第一項又は第百 株式」と読み替えるものとする。 第一項第三号及び前三項の場合にお )」とあ 第 (第

得し、若しくは保有し」と読み替えるものとする。
。この場合において、第一項第一号中「保有し」とあるのは、「取六条の五の三第二項第二号の規定を準用する場合について準用するが、 前各項の規定は、法第百五十六条の五の十一において法第百五十

(免許申請者の金融商品債務引受業に関する経験年数の要件)

る政令で定める期間は、三年とする。 第十九条の四の四 法第百五十六条の二十の四第二項第一号に規定す (

2

ま第百五十六条の二十の四第二項第一号に規定する政令で定める 法第百五十六条の二十の四第二項第一号に規定する政令で定める とする。

免許申請者に合併された者

(新設)

四 前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者 全部又は一部(内閣府令で定める場合に限る。)を譲渡した者 全部又は一部(内閣府令で定める場合に限る。)を承継させた者 分割により免許申請者に金融商品債務引受業と同種類の業務の

する政令で定める期間は、三年とする。 (連携清算機関等の金融商品債務引受業に関する経験年数の要件)

の期間が三年以上である場合とする。

連携清算機関等に合併された者

は一部 (内閣府令で定める場合に限る。)を譲渡した者三 連携清算機関等に金融商品債務引受業と同種類の業務の全部又

前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

四

(新設)

十九号、第二十三号、第二十五号、第二十八号、第三十一号から十七 法第百九十四条の四第一項第十号、第十一号、第十五号、第四消し	<ul><li>二十二の規定による法第百五十六条の二十の十六第一項の認可の十四の五 法第百五十六条の二十の二十及び第百五十六条の二十の十四の四 法第百五十六条の二十の十六第一項の規定による認可条の二十の二の免許の取消し</li></ul>	十四の三 法第百五十六条の二十の十四の規定による法第百五十六十四の二 法第百五十六条の二十の二の規定による免許十三・十四 (略)		第五章の四証券金融会社第五章の四証券金融会社
十九号、第二十三号、第二十五号、第二十八号、第三十一号から十七(法第百九十四条の四第一項第十号、第十一号、第十五号、第十五・十六((略)	(新設)	(新設) (新設) 十三・十四 (略)	新の取消し 十二 法第百五十六条の十七の規定による法第百五十六条の二の免ものは、次に掲げるものとする。 一〜十一 (略) 「金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)	第五章の四、指定紛争解決機関第五章の三、証券金融会社

三十八号の三、第三十八号の六、第三十八号の七、第三十九号及第三十三号まで、第三十五号、第三十六号、第三十八号の二、第

び第四十号の規定による通知

十八(略)

)ませた。(委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限

第三十八条の二 (略)

第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六 の三十四並びに第百五十六条の五十八の規定による権限は、委員会 第百五十五条の九、第百五十六条の五の四、 の二十第一項 (同条第二項において準用する場合を含む。)、第百 第七十九条の七十七、第百三条の四、第百六条の六第一項(同条第 十二、第六十六条の四十五第一項、第七十五条、第七十九条の四、 る場合を含む。)、第六十三条第七項及び第八項、第六十六条の二 第二項、第六十条の十一 (法第六十条の十二第三項において準用す 五条の三第三項において準用する場合を含む。) から第四項まで、 された権限を除く。)のうち、法第五十六条の二第一項(法第六十 五十一条 (法第百五十三条の四において準用する場合を含む。)、 六条の二十七 (法第百九条において準用する場合を含む。)、第百 |項において準用する場合を含む。)、第百六条の十六、第百六条 長官権限(法第百九十四条の七第二項の規定により委員会に委任 第百五十六条の十五、第百五十六条の二十の十二、第百五十六条 第百五十六条の五の八

十号の規定による通知第三十三号まで、第三十五号、第三十六号、第三十九号及び第四

十八 (略)

(委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限

の委任)

第三十八条の二 (略)

2 第六十条の十一(法第六十条の十二第三項において準用する場合を された権限を除く。) のうち、法第五十六条の二第一項(法第六十 又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査 五十六条の五十八の規定による権限は、委員会に委任する。 ただし 十七(法第百九条において準用する場合を含む。)、第百五十一条 条の七十七、第百三条の四、 含む。)、第六十三条第七項及び第八項、第六十六条の二十二、第 いて準用する場合を含む。)、第百六条の十六、第百六条の二十第 六十六条の四十五第一項、第七十五条、第七十九条の四、第七十九 五条の三第三項において準用する場合を含む。) から第四項まで、 五条の九、第百五十六条の十五、 (法第百五十三条の四において準用する場合を含む。)、第百五十 長官権限(法第百九十四条の七第二項の規定により委員会に委任 項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第百六条の一 これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益 第百六条の六第一項(同条第二項にお 第百五十六条の三十四並びに第百

\* こうられる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨られる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認めずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認めに委任する。 ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命

検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における

(金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任)

( 金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任)

によっては関東財務局長)に委任する。 第四十二条 長官権限のうち次に掲げるもの(登録金融機関に係るも)のを除く。)は、申請者、金融商における主たる営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄の所在地)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄の所在地)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄の所在地)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄の所在地)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄の下本店等」という。)の所在地(第六号に掲げる権限にあつては、国内における主たる営業所又は事務所の所在地)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄の下本店)は、国内における主たる営業所又は事務所の所在地)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄の下本店、当該申請者、金融商品取引業者又は特例業務届出者(対する)のを除く。)は、申請者、金融商品取引業者又は特例業務届出者(対する)のを除く。)は、申請者、金融商品取引業者又は特例業務届出者(対する)のを除く。)は、申請者、金融商品取引業者又は特別業務届出者(対する)のを除く。)は、申請者、金融商品取引業者又は特別業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にある場合にある。

一~九 (略)

| ある旨の付記 | ある旨の付記 | お第五十七条の二第七項の規定による特別金融商品取引業者で

二項の規定による特別金融商品取引業者である旨の付記の抹消十一(法第五十七条の八第一項の規定による登録の抹消及び同条第

第四十二条 のを除く。)は、申請者、金融商品取引業者又は特例業務届出者 区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該申請者、 所を有する個人にあつては、 品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しな の所在地)を管轄する財務局長 (当該所在地が福岡財務支局の管轄 ては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所 法第六十三条第三項に規定する特例業務届出者をいう。 以下同じ。 い場合にあつては関東財務局長)に委任する 一~九 )の本店その他の主たる営業所又は事務所(外国法人又は外国に住 以下「本店等」という。)の所在地(第六号に掲げる権限にあつ (略) 長官権限のうち次に掲げるもの(登録金融機関に係るも 国内における主たる営業所又は事務所 金融商

T

(新設)

(新設)

## 十二・十三 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるもの(登録金融機関、特別金融商品取引業者並びに金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引所取引所でする。ただし、第十二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一~二十五 (略)

3 (略)

4 者の子会社等 (法第五十七条の十第二項に規定する子会社等をいう 店等に関するもの及び長官権限のうち法第五十七条の十第一項の規 の項及び次項において「特別金融商品取引業者等」という。) に係 れたものを除く。 定による権限 ( 第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任さ る第二項第十二号に掲げる権限で当該特別金融商品取引業者等の支 品取引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者(以下こ 第四十三条の二第 特別金融商品取引業者又は第二項の金融庁長官の指定する金融商 を含む。 については、 項並びに第四十四条第五項及び第二十項にお 次項において同じ。 当該支店等 )の所在地 (当該特別金 (特別金融商品取引業

## 十・十一 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるもの(登録金融機関並びに金融庁長官を開ている。ただし、第十二号に掲げると、長官権限のうち次に掲げるもの(登録金融機関並びに金融庁長官を開て、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。) は、金融商品取引業者若しくは特例業務にあつては関東財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、第十二号に掲げるであった。) は、金融商品取引業者若しくは特例業務届にあつては関東財務局長(当該所を有しない場合を開て、当該金融商品取引業者の国内における代表者の所権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

## | ~ 二 十五 (略)

3

(略)

自らその権限を行うことを妨げない。 場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、金融庁長官が内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある居所)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域から業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は融商品取引業者等と取引をする者又は当該特別金融商品取引業者等

6・7 (略)

任)(金融商品取引業者等の主要株主に関する権限の財務局長等への委(金融商品取引業者等の主要株主に関する権限の財務局長等への委

は関東財務局長に委任する。ただし、第三号に掲げる権限は、金融にあつては、福岡財務支局長)に、非居住者に関するものにあつてものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄第四十二条の二 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者に関する

融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

・7 (各) 前二項の規定により支店等に対して報告若しくは資料の提出の命 がに第四十四条第三項及び第四項において同じ。)又は当該支店等 引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者の本店等(取 引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者の本店等(取 引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者の本店等(取 の本店等(取 の本店等)と

6・7 (略)

任)(金融商品取引業者等の主要株主に関する権限の財務局長等への委(金融商品取引業者等の主要株主に関する権限の財務局長等への委

は関東財務局長に委任する。ただし、第三号に掲げる権限は、金融にあつては、福岡財務支局長)に、非居住者に関するものにあつてする財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合・おのにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄第四十二条の二 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者に関する

庁長官が自ら行うことを妨げない。

- 権保有届出書の受理 六第一項において準用する場合を含む。) の規定による対象議決 法第三十二条第一項 (法第三十二条の四及び第五十七条の二十
- 条の四及び第五十七条の二十六第一項において準用する場合を含 法第三十二条第三項並びに第三十二条の三第一項(法第三十二 )及び第二項の規定による届出の受理
- による報告及び資料の提出の命令並びに検査(第三十八条の二第 |項の規定により委員会に委任されたものを除く。) 法第五十六条の二第二項及び第五十七条の二十六第二項の規定
- 2 取引業者に係るものを除く。)は、 の権限 (特別金融商品取引業者及び金融庁長官の指定する金融商品 にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。 在地を管轄する財務局長 (当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内 いて準用する場合を含む。)、第二項及び第三項の規定による命令 長官権限のうち法第三十二条の二第一項 ( 法第三十二条の四にお 金融商品取引業者の本店等の所 2
- 4 第五十六条の二第一項に規定する持株会社又は指定親会社 いて「従たる事務所等」という。)に関するものについては、第一 の本店又は主たる事務所以外の営業所又は事務所 (以下この項にお 主要株主 ( 法第二十九条の四第二項に規定する主要株主をいう。 ) 十七条の十二第三項に規定する指定親会社をいう。 第一項第三号に掲げる権限で居住者である金融商品取引業者、 以下同じ。

庁長官が自ら行うことを妨げない。

- を含む。)の規定による対象議決権保有届出書の受理 法第三十二条第一項 (法第三十二条の四において準用する場合
- 含む。)の規定による届出の受理 法第三十二条の三 (法第三十二条の四において準用する場合を
- 令並びに検査 (第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任 されたものを除く。 法第五十六条の二第二項の規定による報告及び資料の提出の命
- の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する する金融商品取引業者に係るものを除く。)は、金融商品取引業者 用する場合を含む。)の規定による命令の権限(金融庁長官の指定 の本店等の所在地を管轄する財務局長 (当該所在地が福岡財務支局 長官権限のうち法第三十二条の二 (法第三十二条の四において準

4 3 等の所在地を管轄する財務局長 ( 当該所在地が福岡財務支局の管轄 法第五十六条の二第一項に規定する持株会社の主要株主の本店又は に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所 る事務所等」という。) に関するものについては、第一項及び前項 主たる事務所以外の営業所又は事務所 (以下この項において「従た 第一項第三号に掲げる権限で居住者である金融商品取引業者又は (略)

(法第五

法

し の

地が国外にある場合にあつては関東財務局長)も行うことができる支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在たる事務所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務項及び前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従

ある場合にあつては関東財務局長)も行うことができる。区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外に

(指定親会社に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の二 いては、 うことを妨げない。 東財務局長)に委任する。 受けた者が個人の場合にあつては、 権限(第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたもの つては福岡財務支局長 財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあ た者(以下この条において「支店等」という。 該指定親会社の子会社等又は当該指定親会社から業務の委託を受け の他の営業所若しくは事務所、 を除く。 当該支店等の所在地 )で指定親会社の本店若しくは主たる事務所以外の支店そ 長官権限のうち法第五十七条の二十三の規定による 当該所在地が国外にある場合にあつては関 ただし、 ( 当該取引をする者又は業務の委託を 当該指定親会社と取引をする者、 その住所又は居所)を管轄する 金融庁長官が自らその権限を行 )に関するものにつ

(新設)

該本店若しくは主たる事務所又は当該支店等以外の支店等に対し、当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当同財務支局長は、当該指定親会社の本店若しくは主たる事務所又は 前項の規定により支店等に対して検査等を行つた財務局長又は福

## 検査等を行うことができる。

## 第四十三条の二の二 (略)

( 委員会の金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任

第四十四条 (略)

4

(略)

は証券金融支店等」とあるのは「金融商品取引業者、登録金融機関 取引許可業者従属事務所等、 務届出者に係る同項各号に掲げる委員会の権限については、 金融商品取引業者、 自主規制法人従属事務所等、 協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株会社支店等 金融商品取引業者等の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所 第一項の規定は、 この場合における前三項の規定の適用については、第二項中 登録金融機関、 特別金融商品取引業者並びに委員会の指定する 特例業務支店等、 外国金融商品取引所従属事務所等又 取引所取引許可業者及び特例業 金融商品仲介支店等 適用し

### 第四十三条の二 (略)

(委員会の金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任

第四十四条

(略)

2 { 4

(略)

5 機関、 項及び前項の規定の適用については、第二項中「金融商品取引業者 げる委員会の権限については、 事務所等、外国金融商品取引所従属事務所等又は証券金融支店等. 務所等、 等の金融商品取引支店等、金融支店等、 取引所従属事務所等、取引所持株会社支店等、自主規制法人従属 第一項の規定は、委員会の指定する金融商品取引業者、登録金融 取引所取引許可業者及び特例業務届出者に係る同項各号に掲 特例業務支店等、 金融商品仲介支店等、 適用しない。この場合における第二 取引所取引許可業者従属事 協会従属事務所等

金融機関、 該金融商品取引業者等」とあるのは「当該金融商品取引業者、 する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、 第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」と 取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者」と、 当 登録 前

取引許可業者従属事務所等又は特例業務支店等」と、「 同項に規定

者又は特例業務届出者の金融商品取引支店等、金融支店等、

とあるのは「金融商品取引業者、

登録金融機関、

取引所取引許可業

取引所

は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、

条の十第

一項の規定による権限」

Ļ

「同項に規定する財務局長又

「当該対象支店等」

金融支店等、

関するもの」

とあるのは

関するもの及び長官権限のうち

取引所取引許可業者又は特例業務届出者の金融商品取引支店等、

取引所取引許可業者従属事務所等又は特例業務支店等

第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十七

	しくは主たる事務所又は当該指定親会社支店等以外の指定親会社支
	を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該指定親会社の本店若
(新設)	19
	を行うことを妨げない。
	つては関東財務局長)に委任する。 ただし、委員会が自らその権限
	場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあ
	管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある
	の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所)を
	在地(当該指定親会社と取引をする者又は当該指定親会社から業務
	親会社支店等に関するものについては、当該指定親会社支店等の所
	された法第五十七条の二十三の規定による権限で指定親会社の指定
(新設)	18   長官権限のうち第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任
6~17 (略)	6~17 (略)
	のは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。
	第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とある
	機関、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者」と、前項中「
	融商品取引業者等」とあるのは「当該金融商品取引業者、登録金融
	引所取引許可業者又は特例業務届出者の対象支店等」と、「当該金
	の対象支店等」とあるのは「金融商品取引業者、登録金融機関、取
	業者若しくは特例業務届出者」と、第三項中「金融商品取引業者等
	あるのは「当該金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可
٥	含む。次項において同じ。)」と、「当該金融商品取引業者等」と
あるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする	とあるのは「当該対象支店等(特別金融商品取引業者の子会社等を

、検査等を引うことができる。 る事務所又は当該指定親会社支店等以外の指定親会社支店等に対し 店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店若しくは主た

20 前二項に規定する「指定親会社支店等」とは、指、検査等を行うことができる。

該指定親会社から業務の委託を受けた者をいう。当該指定親会社と取引をする者、当該指定親会社の子会社等又は当当該指定親会社と取引をする者、当該指定親会社の子会社等又は当若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事務所、

等への委任)
(委員会の金融商品取引所等の主要株主等に関する権限の財務局長|

融商品取引業者(特別金融商品取引業者及び委員会が指定する金融る権限は、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金2(前項に規定する権限のうち、法第五十六条の二第二項の規定によ

(新設)

等への委任)(委員会の金融商品取引所等の主要株主等に関する権限の財務局長

融商品取引業者(委員会が指定する金融商品取引業者を除く。)のる権限は、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金2(前項に規定する権限のうち、法第五十六条の二第二項の規定により

3~5 (略)	財務支局長)も行うことができる。	該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡	商品取引業者を除く。)の本店等の所在地を管轄する財務局長(当
3~5 (略)	できる。	管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことが	本店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の

二 金融庁組織令 (平成十年政令第三百九十二号)

、	2 (略) (総務企画局の所掌事務) (総務企画局の所掌事務) (総務企画局の所掌事務) (総務企画局の所掌事務) ((総務企画局の所掌事務) ((総格	改 正 案
十六、第百六条の二十第一項(同条第二項において準用する場合内質(同条第二項において準用する場合を除く。	(総務企画局の所掌事務)	現

一次に掲げる者の検査に関すること。

イート (略)

リーウ (略)

( 監督局の所掌事務)

第二十二号)第十四条第一項の規定に基づく検査に関すること。第二十二号)第十四条第一項の規定に基づく検査に関すること。資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八次第二百十二条第一項及び第二百十三条第一項から第四項まで、第二十二条第一項及び第二百十三条第一項から第四項まで、場合を含む。)、第百六条の二十七(同法第百九条の九、第百五十六を含む。)、第百六条の二十七(同法第百九条において準用する

三次に掲げる者の検査に関すること。

1~ト (略)

リーウ (略)

「一号ネ、第十一条第一項第十七号及び第二十条第一項の登録法(平成十六年法律第百五十四号)第五十条の二第一項の登録を受けた者
を受けた者

( 監督局の所掌事務)

第四条 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。

次に掲げる者の監督に関すること。

イーヨ (略)

タ指定親会社

(保険課の所掌事務)

一 次に掲げる者の監督に関すること。ただし、イにあっては郵便第二十二条 保険課は、次に掲げる事務をつかさどる。

十九条第一項第六号ソに掲げる者を除くものとする。保険会社を、口にあっては日本郵政株式会社を、ホにあっては第

1~ト (略)

一六 (略)

第四条 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。

次に掲げる者の監督に関すること。

イーヨ (略)

(新設)

ターヤ (略)

ては総務企画局の所掌に属するものを除くものとする。、第八号及び第十二号に掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第一号ヨからソまで及びムに掲げる者の監督に関するものを、同項第一号ヨからソまで及びムに掲げる者の監督に関するものを、同項第一号ヨからソまで及びムに掲げる者の監督に関するものを、同項第一号コからソまで及びムに掲げる者の監督に関するものを、同項第一号コからソまで及びムに掲げる者の監督に関するものを除くものとする。

(保険課の所掌事務)

- 次に掲げる者の監督に関すること。ただし、イにあっては郵便第二十二条 保険課は、次に掲げる事務をつかさどる。

十九条第六号ソに掲げる者を除くものとする。

保険会社を、口にあっては日本郵政株式会社を、ホにあっては第

イート (略)

**下六 (略)** 

2 第二十三条
証券課は、次に掲げる事務をつかさどる。 号へに掲げる者の監督に関する事務については総務企画局、検査局 検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第一 に関する事務並びに同項第二号及び第四号に掲げる事務については 及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。 (証券課の所掌事務) 前項の場合において、同項第一号イからホまでに掲げる者の監督 八~へ (略) (略) 次に掲げる者の監督に関すること。 指定親会社 (略) 2 2 第二十三条 証券課は、次に掲げる事務をつかさどる。 検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第 二~四 (略) 及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。 号水に掲げる者の監督に関する事務については総務企画局、検査局 に関する事務並びに同項第二号及び第四号に掲げる事務については 前項の場合において、同項第一号イから二までに掲げる者の監督 口 ~ 亦 ( 証券課の所掌事務) (新設) (略) 次に掲げる者の監督に関すること。 (略) (略)

Ξ 金融庁設置法第四条第三号ノに規定する指定紛争解決機関を定める政令(平成二十一年政令第三百八号)

	とする。 金融庁設置法第四条第三号才の政令で定めるものは、次に掲げる者	める政令金融庁設置法第四条第三号才に規定する指定紛争解決機関を定	改正案
一~十五 (略)	とする。 金融庁設置法第四条第三号丿の政令で定めるものは、次に掲げる者	める政令金融庁設置法第四条第三号ノに規定する指定紛争解決機関を定	現

#### 附則

## (施行期日)

第一条 この政令は、 金融商品取引法等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行

の日(平成二十三年四月一日)から施行する。

(特別の関係にある者に関する規定の準用)

第一条の規定による改正後の金融商品取引法施行令第十九条の四の三第一項から第五項までの規定

Ιţ 改正法附則第四条第三項において改正法第一条の規定による改正後の金融商品取引法(昭和二十三年

法律第二十五号)第百五十六条の五の三第二項第二号の規定を準用する場合について準用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

# 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)(附則第四条関係)

) に委任する。	福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長	事務所。以下同じ。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が	業者の本店 (外国法人にあっては、国内における主たる営業所又は	指定する金融商品取引業者に係るものを除く。) は、金融商品取引	金融商品取引法施行令第四十二条第二項の規定により金融庁長官が	(同法第五十七条の二第二項に規定する特別金融商品取引業者及び	三十一条第五項及び第三十五条第五項の規定により意見を聴く権限	法第二百二十三条の三第一項で読み替えられた金融商品取引法第一。	(略)	第百二十九条 (略)   (略)	(意見を聴く関係行政機関の長等)	改正案
	長)に委任する。	が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局	は事務所。以下同じ。)の所在地を管轄する財務局長 (当該所在地	引業者の本店 (外国法人にあっては、国内における主たる営業所又	が指定する金融商品取引業者に係るものを除く。)は、金融商品取	(金融商品取引法施行令第四十二条第二項の規定により金融庁長官	三十一条第五項及び第三十五条第五項の規定により意見を聴く権限	3 法第二百二十三条の三第一項で読み替えられた金融商品取引法第	2 (略)	第百二十九条 (略)	( 意見を聴く関係行政機関の長等 )	現